

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置
(住宅再建の加速化)

一覧表

課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	主な具体的対応(第3弾)	主な具体的対応(第4弾)	主な具体的対応(第5弾)	新たな対応	これまでの加速化措置のフォローアップと効果の検証	担当省庁	
住宅再建の加速化	・住宅再建等の時期の目安を公表(見える化)	①住宅再建・復興まちづくりのための加速化のタスクフォースを設置						・これまでに公表した住宅再建・復興まちづくりの加速化措置の対応状況、課題および新たな具体的対応を省庁横断的に情報共有するため、「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」第8回会合を開催	復興庁(インフラ班)	
		②住宅再建・復興まちづくり関係事業の工程・目標(住宅・宅地の戸数)の作成、公表						・地区単位の詳細な工程表や住宅・宅地の戸数ベースでの供給目標を示した「住まいの復興工程表」を8回公表。	復興庁(企画班)	
	・実現及び加速化のための措置を実施	③防災集団移転促進事業における土地取得困難地での計画変更手続きの簡素化及び周知	③防災集団移転促進事業における土地取得困難地での計画変更手続きの簡素化及び周知 (事業計画の軽微な変更について、事業費の20%以上の増額となる場合も土地の価格上昇にともなう事業費の増額分を除き取り扱うこと等を可能とした。)						・住宅団地の用地取得が困難な場合などにおいて、より簡単に区域変更が可能となり、事業の円滑化を推進 ・事業計画変更手続きに要する手間と時間を削減 【実績】 移転先用地の区域変更件数:395件(うち、届出による変更:186件):平成26年11月末時点	国土交通省
		④入札契約方式の効率的選択について自治体へ周知								国土交通省
		⑤土地区画整理事業における起工承諾による工事着手の周知	⑤土地区画整理事業における起工承諾による工事着手の周知 (土地区画整理事業について、事業実施にあたっての事例を公表・周知することにより、事業の加速化を図る。)						・土地区画整理事業における起工承諾による工事着手、公示送達制度の適切な運用等による円滑な事業進捗を図るための方策について通知(25年3月11日) ・土地区画整理事業における起工承諾や公示送達制度の適切な運用を初めとした早期工事実施等の工夫と取組の事例を公表・周知(26年3月31日) ※起工承諾:実績有り 43地区 ※公示送達:実績有り 13地区 (平成26年11月末時点での地方公共団体アンケートによる地区数) →起工承諾により、仮換地指定前であっても工事着手が可能となるため、早期の工事実施が可能となった。	国土交通省
						⑥仮の仮換地指定による早期工事着手		・土地区画整理事業における工事の早期着手に向けた仮換地指定(「仮の仮換地指定」)に係る特例的取扱いについて通知(26年1月30日) ※実績有り 1地区(平成26年11月末時点での地方公共団体アンケートによる地区数) →起工承諾の得られない箇所について、換地設計前に仮の仮換地指定を行うことで、早期の工事着手が可能となった。	国土交通省	
				⑦防災集団移転促進事業により取得した土地の譲渡・交換に係るガイドラインの明確化		⑧防集跡地の使用・貸付けに関する取扱いについての明確化	防集事業による買取地(移転元)について、他事業に先行して額の確定を行うことにより、早期の処分が可能である旨を周知 防災集団移転促進事業の移転元地のあり方や活用について検討の一助となるよう、移転元地を有効活用している事業実施事例や関連する施策を紹介する事例集を作成	国土交通省		
				⑨農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携による移転跡地等の効率的な土地利用					・担当者会議等(参集範囲:県、市町村等)の場において、農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携の活用を周知。 ・防災集団移転促進事業による高台等への住居の集団移転と併せて、農業農村整備事業による移転跡地等を含めた農地整備を11市町(16地区)で計画しており、このうち12地区で実施。4地区において工事に向け調査設計を進めているところ。(H26.9月末時点) ・実施中の地区のうち、3地区で造成団地から発生する残土を農地整備に活用中。この他、5地区において活用する計画を進めているところ。(H26.9月末時点) ・石巻市の北上地区では、農業農村整備事業により移転跡地等の集約化を図り、移転先の造成団地の住民が利用する多目的広場を計画するなど、効率的な土地利用の実現に向け農地整備を推進。 ・また、造成団地から発生する残土を農地整備に活用することにより、双方の事業費の縮減に寄与。	農林水産省 国土交通省
						⑩福島県内の避難指示のあった市町村が、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備計画を策定し、復興のための事業を実施する場合、第1種農地(原則転用不許可)の転用が可能となるよう省令改正(26年1月10日)		避難指示区域内の市町村による復興整備計画の作成が円滑かつ迅速に行われるよう、農地転用手続の簡素化等について通知を发出(平成26年8月29日)	・川俣町、川内村において復興整備計画を策定し、8月1日の協議会で協議を了したところ(8月5日に計画を公表)。	農林水産省
									・防災集団移転促進事業により市町村が移転元の農地を農地法の許可なく買い取ることができるよう省令改正(25年2月4日) ・3県18市町において、約334haの農地の買取が進んでいる状況(平成26年9月19日現在)	農林水産省
							・漁業集落防災機能強化事業は、沿岸部集落の主産業である漁業の継続及び防災安全性を高める地域づくりに資する事業として、これまで21市町村の189地区に復興交付金を配分済み(第10回配分まで)、うち150地区において防災集団移転促進事業による移転跡地等を活用した水産関係用地等の整備を実施。現在計画準備中の地区を含め、今後計約200地区で事業実施見込み。	農林水産省		
							復興まちづくり事業により造成した宅地に関する情報提供や住宅建築時の相談対応を十分に行うよう市町村に周知	国土交通省 農林水産省		

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置
(用地取得の迅速化 (1))

一覧表

課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	主な具体的対応(第3弾)	主な具体的対応(第4弾)	主な具体的対応(第5弾)	新たな対応	これまでの加速化措置のフォローアップと効果の検証	担当省庁	
用地取得の迅速化	・用地取得加速化措置の実用化に向けたプログラム作成			①「用地取得加速化プログラム」の策定 (財産管理制度や土地収用制度、自治体の用地事務支援に関する加速化措置を拡充した上で総合的に体系化)		②「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」の策定 (「用地取得加速化プログラム」など、これまでの加速化措置に加え、土地収用手続の迅速化や用地事務の負担軽減を強化して、取りまとめ)		(用地取得率) ・防災集団移転促進事業実施25市町村の用地取得率(被災3県)が上昇。 48.1%(平成25年9月)→91.0%(平成26年11月) ・17市町村で用地取得率が80%を超えている。 9市町村(平成25年10月)→17市町村(平成26年11月) (土地収用手続の迅速化) ・釜石市防潮堤事業(モデル事業) 測量から用地取得完了 当初6年予定→3年で完了見込み	復興庁(用地班) 法務省 国土交通省	
	・自治体の用地事務の支援(国のノウハウの提供)	③関係省庁・県の専門家による実務支援チームの始動(25年3月4日) →「用地加速化支援隊」を創設し、個別具体的な用地事業について、市町村と一体となって課題を解決(平成26年2月)			④地方公共団体の負担軽減 (登記情報の共有、相続調査の迅速化・効率化、司法書士の市町村への駐在及び司法書士・土地家屋調査士等への登記業務の外注促進)			・平成25年3月以降、復興庁、関係省庁等が連携し、市町村の用地担当者が直面する課題に対応。平成26年2月、関係省庁からなる「用地加速化支援隊」を創設し、個別具体的な用地事業について、市町村と一体となって課題を解決(9市町村に計50回訪問(平成26年12月時点)) ・復興庁が司法書士を採用し、市町村に駐在させる取組開始(8市町村に9名駐在(平成26年12月時点)) ・登記情報を電子データにより提供し、市町村の用地取得の迅速化・効率化を実現(平成26年4～10月) 福島県 県及び6市町に対し、1,765,384筆個分のデータ提供 宮城県 6市町に対し、610,426筆個分のデータ提供 岩手県 県及び5市町に対し、153,353筆個分のデータ提供	復興庁(用地班) 法務省 国土交通省	
	・所有者不明等の土地の処理の迅速化(不在者財産管理制度・相続財産管理制度の円滑な活用等)	⑤財産管理制度の運用状況(財産管理人の選任まで1カ月程度等)の自治体への周知	⑤財産管理制度の運用状況(財産管理人の選任まで1カ月程度等)の自治体への周知及び自治体における申立てガイドライン作成への協力等を最高裁事務総局に要請						【フォローアップ】 【裁判所における取組】※ 法務省において最高裁事務総局から聴取したもの ・仙台、盛岡及び福島の各家裁において、管内の全自治体に対し、相談窓口を周知する文書を送付。沿岸部の自治体を中心に個別訪問して、申立てのしやすい環境づくりを実施。 (各家裁共通) ・震災を原因とする所在不明の場合における手続の簡素化。通常必要な手続の代替として、行方不明者届等の活用。 ・前記モデル(仙台家裁に提供されたもの)を参考にQ&Aを作成し、管内の自治体に周知。各家裁のHPでも公開。 ・仙台、盛岡及び福島の各家裁による関係自治体への制度・運用説明について、引き続き、自治体からの要望等に応じて実施する予定。	法務省
		⑥円滑な財産管理制度の運用に向けた自治体と地域の弁護士会、司法書士会等の関係団体との連携強化	(参考)裁判所の取組状況 ・自治体との連携、自治体による申立てガイドラインの作成に協力 ・通常必要手続の代替として、行方不明者届、未発見者証明書等の活用による手続の迅速化 ・震災関連事件対応のため書記官等約25人の増配置、震災対応窓口の設置等の態勢面の整備	⑥円滑な財産管理制度の運用に向けた自治体と地域の弁護士会、司法書士会等の関係団体との連携強化 (参考)裁判所における取組 ※法務省において最高裁事務総局から聴取したもの ・財産管理人選任申立における申立地や提出書類の柔軟対応 ・財産管理人の選任手続等の期間短縮(通常1か月の選任手続を1～2週間に) ・財産管理人の候補者(弁護士・司法書士)の確保(3県で約500名)					(盛岡家裁) ・復興局や関係機関と連携し、自治体関係者に対し財産管理制度の出張勉強会を実施 ・平成25年4月以降に選任が申し立てられた(関係諸団体への協力依頼は同年3月)平成26年12月31日時点の盛岡家裁管内における財産管理人の選任及び権限外行為許可の状況は次のとおり(復興関連のものに限る。) 不在者財産管理人… 選任46件(内訳:弁護士7名、司法書士37名、親族1名、その他1名) 相続財産管理人… 選任28件(内訳:弁護士20名、司法書士8名) ※申立てがあったものについては、取下げ(1件)、選任手続中(4件)のほか、全て選任済み。 権限外行為許可… 52件 ※申立てがあったものについては全て許可済み。 (仙世家裁) ・復興局や関係機関と連携し、自治体関係者に対し財産管理制度の出張勉強会を実施 ・平成25年4月以降に選任が申し立てられた平成26年12月31日時点の仙世家裁管内における財産管理人の選任及び権限外行為許可の状況は次のとおり(復興関連のものに限る。) 不在者財産管理人… 選任19件(内訳:弁護士4名、司法書士13名、親族2名) 相続財産管理人… 選任16件(内訳:弁護士13名、司法書士3名) ※申立てがあったものについては、取下げ(2件)のほか、全て選任済み。 権限外行為許可… 26件 ※申立てがあったものについては全て許可済み。 (福島家裁) ・復興局と弁護士会、司法書士会との協議にオブ参加して情報を収集 ・平成25年4月以降に選任が申し立てられた平成26年12月31日時点の福島家裁管内における財産管理人の選任及び権限外行為許可の状況は次のとおり(復興関連のものに限る。) 不在者財産管理人… 選任49件(内訳:弁護士2名、司法書士8名、親族1名) 相続財産管理人… 選任5件(内訳:弁護士5名) ※申立てがあったものについては、取下げ(4件)のほか、全て選任済み。 ※複数の不在者に同一の財産管理人が選任された事例があるため、財産管理人の選任件数と内訳の合計数とは一致していない。 権限外行為許可… 12件 ※申立てがあったものについては全て許可済み。 【効果の検証】 ・財産管理人候補者の拡大 (盛岡家裁) 岩手弁護士会… 弁護士65名の候補者を確保 岩手県司法書士会… 司法書士99名の候補者を確保 (仙世家裁) 仙台弁護士会… 弁護士167名の候補者を確保 宮城県司法書士会… 司法書士94名の候補者を確保 (福島家裁) 福島県弁護士会… 弁護士85名の候補者を確保 福島県司法書士会… 司法書士78名の候補者を確保 ・裁判所の審理手続の迅速化(申立時に必要な書類が揃っていることなどが前提) 選任申立てから選任まで:1か月程度→1～2週間程度に短縮 権限外行為の許可申立てから許可まで:3週間程度→1週間程度に短縮	法務省
		⑦不明地権者調査における司法書士や補償コンサル等の活用の周知						・用地取得に関する業務を外部に委託することにより、自治体のマンパワー不足を軽減 ・特に、相続人多数の場合は、権利調査などに時間を要することから、外部委託することにより、効率的な事業進捗が可能となる 【実績】 司法書士、補償コンサルタント等へ委託した市町村数 : 24市町村 うち不明地権者調査に係る委託 : 4市町村 (平成26年11月末時点での地方公共団体アンケートによる市町村数)	国土交通省	

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置
(用地取得の迅速化 (2))

一覧表

課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	主な具体的対応(第3弾)	主な具体的対応(第4弾)	主な具体的対応(第5弾)	新たな対応	これまでの加速化措置のフォローアップと効果の検証	担当省庁	
用地取得の迅速化	・所有者不明等の土地の処理の迅速化(不在者財産管理制度・相続財産管理制度の円滑な活用等)		⑧土地区画整理事業における公示送達制度の適切な運用等を通じた換地手続の促進	⑨土地区画整理事業における公示送達制度の適切な運用等を通じた換地手続の促進(土地区画整理事業について、事業実施にあたっての事例を公表・周知することにより、事業の加速化を図る。)				・土地区画整理事業における起工承諾による工事着手、公示送達制度の適切な運用等による円滑な事業進捗を図るための方策について通知(25年3月11日) ・土地区画整理事業における起工承諾や公示送達制度の適切な運用を初めとした早期工事実施等の工夫と取組の事例を公表・周知(26年3月31日) ※起工承諾：実績有り 43地区 ※公示送達：実績有り 13地区 (平成26年11月末時点での地方公共団体アンケートによる地区数) →起工承諾により、仮換地指定前であっても工事着手が可能となるため、早期の工事実施が可能となった。	国土交通省	
	・土地収用手続きの迅速化						⑨被災地特化型用地取得加速化パッケージ ・運用の明確化による土地収用手続きの迅速化。 ・不明裁決の申請に係る権利者調査のガイドラインの作成・周知	・岩手県大槌町の事例では、土地収用制度の活用により、都市計画事業の認可から裁決申請書提出までの期間を短縮(約3~11か月短縮) ・復興特区法改正法施行(H26.5)にあたって、運用を明確化する通知を発生するとともに、不明裁決の申請に係る権利者調査のガイドラインを発生。岩手・宮城・福島の自治体職員に対して説明会を計8回開催したほか、必要に応じ情報提供を実施。	復興庁(用地班) 国土交通省	
			⑩事業認定手続きにおける審査期間の短縮(3か月→2か月以内)	⑩事業認定手続きにおける審査期間の短縮(通常3か月を2か月に)				⑪事業認定手続の迅速化 ・東日本大震災復興特区法改正において、事業認定手続における審査期間の短縮が明記されたことから、同内容を被災地に周知。	・モデル事業により得られた知見等を活用して、他の類似の防潮堤事業等に関する手続を加速化。 ・例えば、岩手県宮古市の金浜地区海岸の防潮堤事業については、モデル事業の事業認定申請書のフォーマットを活用することにより、申請書の作成期間を大幅に短縮し、およそ1か月で申請書が概成。 ・事業認定手続期間の短縮(申請より概ね50日で告示) (例) * 岩手県釜石市の防潮堤事業 53日で告示 (モデル事業) * 岩手県宮古市の防潮堤事業 55日で告示 * 宮城県気仙沼市の防潮堤事業 50日で告示 * 三陸縦貫自動車道(岩手県)事業(国直轄) 41日で告示 * 三陸縦貫自動車道(宮城県)事業(国直轄) 42日で告示	国土交通省
			⑫国交省職員による実務研修の実施						・自治体職員等を対象とする実務研修や、改正法の運用について岩手・宮城・福島の自治体職員等に対する説明会を開催したほか、必要に応じ情報提供を実施。 ・県事業、市町村事業における土地収用手続の活用事例が増加しつつある。 (例) * 岩手県釜石市の防潮堤事業 * 岩手県大船渡市の小学校改築工事	国土交通省
			⑬土地収用法上の事前説明会と他の説明会の開催を兼ねることによる効率化						・モデル事業における取組を参考として、他の事業についての説明会の開催方法を効率化するなど、モデル事業における成果を他事業においても活用。 (例) * 岩手県釜石市の防潮堤事業 用地説明会と同日に開催 (モデル事業) * 岩手県宮古市の防潮堤事業 事業計画説明会と同日に開催	国土交通省
			⑭収用裁決手続きにおける指名委員制度の活用及び事務局体制の強化等	⑭収用裁決手続きにおける指名委員制度の活用及び事務局体制の強化等 ・所有者が不明の場合の不明裁決の手続きを起業者向けに明確化 ・収用手続迅速化に向けた全国の運用事例の調査・共有	⑮収用裁決手続の迅速化 ・書類の一部を省略して裁決申請があった場合の運用方法の工夫等を通知において明示。 ・収用裁決手続の迅速化に向けて努力義務が設けられたことを踏まえ、裁決手続の迅速化について通知を発生。 ・所有者不明の場合等における不明裁決申請のガイドラインを作成し、適切かつ合理的な権利者調査の方法を明示。 ⑯緊急使用制度の活用 東日本大震災復興特区法改正を踏まえ、土地所有者不明の場合等に積極的に活用を図ることや権利者調査の合理化等について通知を発生。			・復興特区法改正法施行(H26.5)にあたって、運用を明確化する通知を発生するとともに、不明裁決の申請に係る権利者調査のガイドラインを発生。 ・収用裁決手続期間の短縮(復興事業に係る収用裁決の申請から裁決までの期間は概ね5~6ヶ月) (例) * 三陸縦貫自動車道(青森県)事業(国直轄) 裁決申請から174日で裁決。 * 三陸縦貫自動車道(宮城県)事業(国直轄) 裁決申請から117日で裁決。 * 岩手県釜石市の防潮堤事業 2件の裁決申請があり、それぞれ169日、136日で裁決。 * 三陸縦貫自動車道(宮城県)事業(国直轄) 裁決申請から186日で裁決。 ・岩手県釜石市の防潮堤事業において不明裁決手続が活用され、その他の事業(三陸縦貫自動車道事業等)においても活用を検討。 ・岩手県宮古市の防潮堤事業において緊急使用の申立てがなされ、その他の事業においても活用を検討。	国土交通省	
					⑰事業認定申請手続きの早期着手(3年8割を待たずに)(任意買収と並行した収用手続の進行(復興事業における早期事業認定申請ルール))			⑰収用手続への移行時期の早期化 事業認定申請に当たって、任意交渉を要するものではないことについて通知により明示。	・復興特区法改正法施行(H26.5)にあたって、運用を明確化する通知を発生。 ・事業認定告示をした県実施の防潮堤の復興事業(3件)については、任意買収の途中であっても収用手続を進行。	国土交通省

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置
(埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化)

一覧表

課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	主な具体的対応(第3弾)	主な具体的対応(第4弾)	主な具体的対応(第5弾)	新たな対応	これまでの加速化措置のフォローアップと効果の検証	担当省庁	
埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化	・発掘調査の迅速化	①従前調査による知見に基づき試掘調査を不要とするなど発掘調査の簡略化と迅速化						<p>【フォローアップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前調査による知見に基づき試掘調査を不要とすることを通知(23年4月、24年4月、25年2月)。 ・被災地の各地の状況を説明会や会議等によりきめ細かくフォローし、迅速化を支援。 ・文化庁職員(課長・調査官)の現地訪問。 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興事業の工期への影響を回避。 (事例1)岩手県山田町(防災集団移転促進事業による高台移転に伴う発掘調査)調査は工期に影響しないこととなり、また、調査期間は調整前に当初想定された18か月から5か月に短縮。 (事例2)福島県広野町(災害公営住宅の建設に伴う発掘調査)調査は工期に影響しないこととなり、また、調査期間は調整前に当初想定された6か月から3か月に短縮。 (事例3)福島県南相馬市(災害公営住宅建設に伴う発掘調査)通常であれば調査に1年程度の期間を要する遺跡であったが、派遣職員・福島県内市町村・奈良文化財研究所の支援を受け、工期に影響しない範囲で調査を完了。調査期間は調整前に当初想定された12か月から4.5か月に短縮。 ・説明会や会議等の開催等により、関係者間の連携と情報共有が進み、迅速化に貢献。 	国土交通省 文化庁	
		②民間組織の活用による迅速な実施		②民間組織の活用による迅速な実施					<p>【フォローアップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間組織の活用を促進(民間活用に知見のある職員の短期派遣等)。 ・各自治体が行う発掘調査に際して民間組織への委託において参考となる仕様書を文化庁で作成。 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業の参画で、発掘調査に必要な人材と機材の確保が円滑化(6か所で民間企業の導入を実施)。 (事例) ・石巻市が行う遺物整理作業を民間調査組織に委託(契約期間 平成25年7月～26年3月、平成26年4月～27年3月)。 ・釜石市が行う発掘調査(3か所)を民間組織に委託(平成25年11月～平成26年3月)。 ・福島県が行う発掘調査で民間組織が作業員を派遣(平成27年度)。 	文化庁
		③防災集団移転促進事業大臣同意前に調査実施可能であることの周知・仮換地の前でも地権者同意があれば、順次工事着手							<p>【フォローアップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災集団移転促進事業において、土地所有者の同意により、大臣同意前に埋蔵文化財調査が可能であり、当該調査に復興交付金が充てることができる旨を通知(25年3月15日) <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大臣同意前からの発掘調査の調整 (事例) ・大槌町(大臣同意前3か月前から調整に着手) 	文化庁 国土交通省
	・発掘調査体制の充実	④全国から発掘担当者を派遣(32名(24年10月)→60名体制(25年4月～)へ拡充)							<p>【フォローアップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国から発掘担当者を派遣(32名(平成24年度)→70名体制(平成25年度)→62名体制(平成26年度上半期)→のべ69名(平成26年度)) ・奈良文化財研究所による発掘調査の技術支援(福島県広野町、南相馬市、いわき市、宮城県気仙沼市、岩手県野田村) ・全国からの派遣職員や奈文研職員等の発掘調査関係者を一堂に会し、今後の進め方の確認や健康に留意した取り組みについての会議を実施(平成24・25年度に各2回、平成26年度は4月と11月に実施) ・平成26年11月4日付けで、平成27年度の専門職員派遣を全国に依頼 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増加する発掘調査ニーズに対応するため、派遣職員の増員を実施し、事業量に応じた必要人員を確保 (発掘調査と派遣職員数の増加) 平成24年度 試掘調査:61件 本調査:14件 派遣職員数:32名 平成25年度 試掘調査:128件 本調査:21件 派遣職員数:70名 	文化庁
	・発掘調査費用の確保	⑤「復興交付金」による発掘調査費用の確保							<p>【フォローアップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「復興交付金」による発掘調査費用を確保(30.7億円(26年12月時点)) <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算不足による発掘調査の遅延事例なし 	文化庁

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置
(人員不足、資材不足、発注者支援、適正な契約 (1))

一覧表

課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	主な具体的対応(第3弾)	主な具体的対応(第4弾)	主な具体的対応(第5弾)	新たな対応	これまでの加速化措置のフォローアップと効果の検証	担当省庁	
技術者・技能者の確保	・広域的な人材の確保	①被災地と被災地以外の建設企業が共同する復興JVの導入						・26年11月27日現在、合計184件の復興JVが登録されている。 (宮城県109件、岩手県31件、仙台市6件、石巻市23件、森林管理局12件、東北地整3件) 一復興JVによる落札が累計99件に達している。	国土交通省	
		②人材の広域調達に伴う増加費用の精算払い						・技能労働者を遠隔地から調達した場合、設計変更で赴任旅費や宿泊費等の追加コストを支払うこととした。 一各発注者においては、発注時に条件明示している。	国土交通省	
	・人材の効率的な活用	③発注ロットの大型化							・人材の効率的な活用のために、地元企業の活用を図りつつ、発注ロットの大型化を図る。 一入札不調になった案件について、再発注時に発注ロットを大型化するなどの工夫を講じており、ほぼ契約できている。	国土交通省
		④5km以内の工事間での技術者の兼任を可能とする配置基準の緩和			④10km以内の工事間での技術者の兼任を可能とする配置基準の緩和				・密接な関係のある10km程度以内の2つの工事について専任の主任技術者の兼務可能(建設業法施行令第27条第2項の取扱いの明確化)	国土交通省
						⑤東北六県における各機関の発注見通しを統合して公表			・東北32地区ごとに各機関の発注見通しを一覧表で表示する「発注見通しとりまとめ版」として、11月1日に暫定運用を開始 一東北地方整備局ホームページにて毎月情報更新	国土交通省
								○橋梁下部工における型枠の省力化		国土交通省
資材の円滑な確保	・地域毎・資材毎のきめ細かな需給対策の実施	①発注者、建設業団体、資材団体等で構成する情報連絡会を開催し、需給見通しを共有		①発注者、建設業団体、資材団体等で構成する情報連絡会を開催し、需給見通しを共有 (「建設資材対策東北地方連絡会」に「災害公営住宅専門部会」を新たに設置)				・建設資材対策地方連絡会・分会等の開催により、地域ごとにきめ細かな需給安定化対策を検討 平成23年 7回、平成24年 29回、平成25年 47回、平成26年 28回(26年12月末現在) (復興加速化会議含む) ・9月6日に災害公営住宅分野に係る連絡協議会を開催 一(災害公営住宅・連絡協議会) ・連絡協議会で提示された被災地からの要望を踏まえ、専任の主任技術者の兼務の要件については、9月19日付で緩和。 ・連絡協議会で提示された生コンの供給者側に対する優先供給を要請。 <現在の主な状況(フォローアップ)> ・災害公営住宅専門部会を平成25年9月6日に設置、開催し、今後の災害公営住宅に係る建設業、建築資材の需給見通しや課題・問題点と対応状況等について意見交換を実施。(東北地方整備局に設置) 【メンバー】 【発注機関】 岩手県 県土整備局、福島県 土木部 宮城県 土木部、仙台市 都市整備局 【建設業者団体】 東北建設業者連合会、(一社)日本建設業連合会 東北支部 【関係機関】 (一社)住宅生産団体連合会、各県地域型復興住宅推進協議会 (独)都市再生機構、東北地方整備局 建設部 【オブザーバー】 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課、住宅生産課 国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 国土交通省 東北地方整備局 企画部・営業部 ・これを受け、住宅の復興関係の下記の会議等を活用し、各県ごとに、発注機関・受注者間で情報共有・意見交換をきめ細かく実施。 【岩手県】 H25/9/27 岩手県プレハブ建築協会と意見交換 H26/2/17 岩手県の住宅再建に係る生産者等意見交換会 H26/9/30 岩手県建設業協会等と意見交換 【宮城県】 H25/11/13 宮城県建設業協会建築委員会と意見交換 H26/11/20 みやぎ復興住宅整備推進会議 H26/2/12 みやぎ復興住宅整備推進会議 【福島県】 H25/9/27 福島地域型復興住宅推進会議 H26/2/3 ふくしま復興住宅供給促進会議 H26/9/29 福島県建設業協会等と意見交換 ・今後も状況に応じて、機会を捉えて情報共有・意見交換を継続的に実施	国土交通省	
		②新たな民間プラントの設置						・民間プラントの増設 震災後10基が増設(26年12月現在) ・ミキサー船の活用 9基が稼働	国土交通省	
	・供給体制の拡充	③原材料の骨材を地域外から調達 ・遠隔地からの資材調達に伴う増加費用の精算払い ・港で骨材を荷揚げする施設や仮置き場所の拡大							・海運等による地域外からの骨材調達 平成24年度生コン月平均出荷量の約半分に相当する骨材を地域外から調達 ・直轄ダム等に堆積した砂利を骨材として活用(25年5月より採取開始) ・コンクリートブロック等、コンクリート製品の活用 ・急激な物価変動に伴う請負代金額の変更(スライド条項の適用) ・資材価格の予定価格への迅速な反映(タイムラグを従来の約半分に縮小)	国土交通省
		④公共による公共事業専用のプラントの設置(協議中) ・宮古・釜石地区において、三陸沿岸道路工事のための公共プラントを国が新設			④公共による公共事業専用のプラントの設置 (所管省庁が異なる複数の災害復旧工事の事業費を活用して、生コン仮設プラントを設置するスキームの創設(宮城県が活用予定))				・宮古・釜石地区において、平成26年度の三陸沿岸道路工事に間に合うよう公共プラントを新設。宮古地区8月、釜石地区9月から稼働開始。 ・宮城県が気仙沼地区・石巻地区で設置(各2基)する、災害復旧工事向け生コン仮設プラントは、H26.5稼働開始。	国土交通省
					⑤ダンパーの被災地特例の延長				・被災地外から応援に来ているダンパーに関し、運転者が6日以内に戻らねばならない所属営業所を被災地拠点でも可とする特例の期限を平成27年度末まで延長	国土交通省

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置
(人員不足、資材不足、発注者支援、適正な契約 (2))

一覧表

課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	主な具体的対応(第3弾)	主な具体的対応(第4弾)	主な具体的対応(第5弾)	新たな対応	これまでの加速化措置のフォローアップと効果の検証	担当省庁	
発注者支援	被災自治体への人的支援	①全国の自治体からの更なる職員派遣(約1,800人派遣中(25年2月時点))						<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度総務省スキームにおける人材確保要望数・充足数・不足数の推移 26年2月現在 要望数1,530 充足数647 不足数883 ↓ 26年11月現在 要望数1,506 充足数1,262 不足数244 ・総務省スキームにおける職員の派遣決定数の推移 《現役職員の派遣決定数》 26年2月現在 530人 ↓ 26年11月現在 929人 《任期付職員の派遣決定数》 26年2月現在 27人 	総務省	
		②任期付職員等の採用支援(24年度約680名採用,25年度約420名採用予定)						<ul style="list-style-type: none"> ・総務省スキームにおける任期付職員等の採用実績の推移 26年2月現在 62人 ↓ 26年11月現在 169人 		
		③公務員OB、民間実務経験者等の活用のための新たな取組							<ul style="list-style-type: none"> ・OB職員のリスト登録人数・採用人数の推移 26年2月現在 リスト登録人数 29人 採用人数 1人 ↓ 26年11月現在 リスト登録人数 49人 採用人数 20人 	総務省 復興庁(地域班)
		・市区町村OB職員の情報システム構築(約180名登録済(25年2月時点)) ・民間企業等の人材の活用促進のため、財政措置の拡充及び採用手続の周知を実施(平成25年3月1日付)							<ul style="list-style-type: none"> ・総務省スキームにおける民間企業等からの派遣人数の推移 26年2月現在 13人 ↓ 26年11月現在 24人 ・総務大臣の要請を受けた業界団体・民間企業によるこれまでの支援実績 ・日本補償コンサルタント協会 人的支援の一環として岩手県大槌町と用地取得に係る委託契約を締結(5~7人の人的支援に相当する効果) ・大日本住友製薬(株) 従業員2人が、平成25年10月から宮城県石巻市へ派遣 ・清水建設(株) 従業員1人が、平成26年1月から福島県相馬市へ派遣 ・鹿島建設(株) 従業員1人が、26年2月1日から岩手県陸前高田市へ派遣 従業員5人が、26年4月1日から岩手県、宮城県、福島県の5市町へ派遣 従業員1人が、26年10月1日から福島県楡葉町へ派遣 ・帝人(株) 従業員2人が、26年4月1日から宮城県石巻市へ派遣 ・味の素(株) 従業員1人が、26年8月1日から宮城県石巻市へ派遣 ・古河電工(株) 従業員1人が、26年12月1日から宮城県石巻市へ派遣 	
		・青年海外協力隊帰国隊員、国家公務員OB、民間実務経験者から採用した復興庁職員を市町村に駐在	・24名駐在(25年4月1日時点)						<ul style="list-style-type: none"> ・26年4月1日時点で、156人の職員を市町村に駐在 ・市町村駐在職員の推移:25年4月1日時点 24人 → 26年4月1日時点 156人 ・うち、青年海外協力隊帰国隊員の採用人数:25年4月1日時点18人 → 26年4月1日時点 68人 	
発注者の負担軽減	④複数地区の設計業務と工事を一括して発注するCM方式の導入(アットリスク型、アットリスク+ビュア型等)							<ul style="list-style-type: none"> ・女川町・東松島市・気仙沼市・南三陸町・石巻市・陸前高田市・山田町・宮古市・大槌町・大船渡市・釜石市、いわき市においてCMRを決定。 →各市町において、入札不調が発生することなくCMRと契約し、防災集団移転や土地区画整理事業等が進捗している。 	国土交通省	
		⑤都市再生機構(UR)の活用(25年4月より現地支援体制を大幅に強化)等	平成25年3月:220名 → 平成25年4月:303名						<ul style="list-style-type: none"> ・URは22の被災自治体と協定等を締結し、当該自治体からの委託又は要請を受けて復興市街地整備事業(22地区)並びに災害公営住宅の整備(要請戸数:4,932戸)を推進。 ・このため、事業の本格化に併せて、現地復興支援体制を26年4月より400名体制に強化。 ＜復興市街地整備＞ ・12市町22地区で工事着手済。 ＜災害公営住宅の整備及び譲渡＞ ・16自治体から4,932戸の建設要請を受け、3,305戸で工事着手済。(うち完成914戸) 	国土交通省
適正な契約価格①	実勢価格の契約価格への適切な反映	①平成25年度公共工事設計労務単価の改訂(被災3県の全職種平均で対前年度比約21%の上昇)					①実勢価格を適切・迅速に反映した公共工事設計労務単価を設定(H26.2) (被災3県の全職種平均で対平成24年度比31.2%の上昇)		国土交通省	
		②人材や資材の広域調達等に伴う増加費用の精算払い(再掲)						<ul style="list-style-type: none"> ・技能労働者や資材を遠隔地から調達した場合、設計変更で赴任旅費や宿泊費、輸送費等の追加コストを支払うこととした。 →各発注者においては、発注時に条件明示している。 	国土交通省	
				③「東日本大震災の被災地で適用する積算基準」の策定(資材やダンプトラック等の不足による日当たり作業量の低下に対応した積算基準の策定)				③「東日本大震災被災3県専用の積算基準」の一部見直し ・被災3県における間接工事費の割り増し(H26.2) ・日当たり作業量の補正(H26.4) ・建設機械等損料の維持修理費率の割り増し(H26.4)		国土交通省
							⑤単品スライド条項に基づく変更手続きの簡素化(H26.2) (発注者が出来高報告書等を用いて官積算によりスライド額を算出することにより、単価や数量に係る証明書類のとりまとめ・提出を不要とし、受発注者の負担を軽減)		国土交通省	

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置
(人員不足、資材不足、発注者支援、適正な契約 (3)、市街地中心部再生、民間住宅の自立再建支援)

一覧表

課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	主な具体的対応(第3弾)	主な具体的対応(第4弾)	主な具体的対応(第5弾)	新たな対応	これまでの加速化措置のフォローアップと効果の検証	担当省庁	
適正な契約価格 ②	・実勢価格の契約価格への適切な反映						○被災3県の特定制種に係る見積り対象の拡大		国土交通省	
				4被災3県における標準建設費の見直し (災害公営住宅に係る被災3県における主体付帯工事費の引上げ・特例加算の枠の追加)		4被災3県におけるさらなる標準建設費の見直し (平成26年度当初予算において、公営住宅整備等に係る工事費の動向を踏まえ、標準建設費の引上げを措置)		○被災3県におけるさらなる標準建設費の見直し 被災3県における公営住宅に適用される標準建設費(補助対象上限額)について、被災地における工事費の状況や、軟弱地盤、離島部における工事実施等の特殊な条件に対応するため、さらなる引き上げを措置。 (併せて、平成27年度予算において、全国の標準建設費について、物価変動を踏まえた見直しを行う)	<p><現在の主な状況(フォローアップ)></p> <p>○ 東日本大震災以降、被災地の建築工事費が大幅に上昇していることから、平成25年9月1日付けで被災3県に おける災害公営住宅整備事業等に適用される標準建設費について見直しを措置。 ・主体付帯工事費(建築主体の工事費)の上限を15%引き上げる ・工期の短縮等その他特殊事情による工事費の上昇等に対応するため特例加算の枠を設ける</p> <p>○ また、平成26年度当初予算において、公営住宅整備等に係る工事費の動向を踏まえ、標準建設費の引上げを措置。 (参考)被災3県における標準建設費の引き上げ率 低層:+4.8% 中層:+6.4% 高層:+6.7%</p> <p>○ さらに、平成27年1月1日付で、被災3県分の標準建設費を見直し。 ・主体付帯工事費の上限額を22%かさ上げ(従前:15%のかさ上げ) ・特例加算の上限額(従前:286.8万円/戸)について、被災地特有の事情等により特殊な条件下で工事を実施する必要がある、やむを得ない場合は、国土交通大臣が別に決定した額とする。</p> <p>○ 加えて、平成27年度予算案において、物価変動を踏まえ、被災地を含む全国の標準建設費の引上げを行う。(低層:+7.6% 中層:+5.7% 高層:+5.8%)</p> <p><効果の検証></p> <p>・災害公営住宅の発注における入札不調発生率は低く抑えられており、不調・不発となった案件についても、再入札等により契約まで至っている。</p>	国土交通省
円滑な施工確保	・災害公営住宅の供給円滑化					①災害公営住宅における多様な発注方式、工法等の情報提供による工事の発注の円滑化	○ 災害公営住宅 工事確保実施プログラム		国土交通省	
							①公共建築工事における『宮積積算方式』の普及・促進		国土交通省	
							②公共建築工事の円滑な施工確保に関する説明会の開催		国土交通省	
							③東北地整管内における公共建築相談窓口の対応		国土交通省	
市街地中心部の再生 ＜商業集積・商店街の再生＞	・基本的な指針の提示 ・商業施設の整備等に関する支援			①「被災地まちなか商業集積・商店街再生 加速化指針」を策定し、商業集積・商店街再生の標準的な手順を業務遂行の手引きとして自治体職員に提供				「被災地まちなか商業集積・商店街再生 加速化指針」を策定・発出した後、復興局を通じて、県・市町村職員その他まちづくり関係者へ周知。また、商業集積・商店街を整備するためのまちなか再生計画について、認定要領の通知を发出。認定要領に基づき、平成26年12月19日付けで女川町まちなか再生計画を認定。	復興庁(産業班)	
				② 商業施設等復興整備事業により、被災事業者等のニーズを踏まえて、被災事業者が主体となって、震災により失われた商業機能の復旧のために整備する共同店舗等の整備を補助(原子力災害被災12市町村では、自治体等による整備も対象)				平成25年度補正予算において「津波・原災被災地域雇用創出企業立地補助金(商業施設等復興整備事業)」を創設。公設商業施設整備事業については、平成26年2月26日～平成26年8月29日の期間において第一次公募を実施。第1号案件として、川内村の公設商業施設整備事業を本年3月25日に採択。平成26年10月10日～平成27年3月31日の期間で実施中の第二次公募において複数自治体が具体案を検討中。 民設商業施設整備事業については、上記まちなか再生計画認定要領の通知を踏まえ、平成26年3月26日～平成26年9月30日の期間において第一次公募を実施。復興庁と連携し、4月に岩手、宮城、福島の前市町村、商工会・商工会議所等の関係者を対象に説明会を実施。また、被災市町村の求めに応じて個別説明会を女川町等で実施。平成26年10月10日～平成27年3月31日の期間で実施中の第二次公募において女川町の商業施設整備事業は既に補助金申請が行われており、本年度中の採択・交付決定も可能。他の複数自治体においても第二次公募期間中の申請を目指して具体案を検討中。	経済産業省 中小企業庁	
				③ 商業施設と一体となり市街地中心部のにぎわいを創出する公益施設の整備が可能である暮らしにぎわい再生事業について、復興交付金の対象事業とし、その活用を周知。					・平成25年度補正予算において、復興交付金の市街地再開発事業の一メニューに位置付け、商業施設と一体となり市街地中心部のにぎわいを創出する公益施設の整備が可能である暮らしにぎわい再生事業の活用について通知(平成26年2月7日)。 ・平成26年度より福島県須賀川市において事業実施中。	国土交通省
				④ 中小企業基盤整備機構が市町村に譲渡した仮設施設の整備・有効活用等事業にかかる支援を実施					独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する仮設施設整備事業を活用し、田村市都路地区に仮設商業施設を整備。本年4月6日に、古道地区及び岩井沢地区の2箇所、仮設商業施設「Domo」を開店。楢葉町に仮設商業店舗を整備。本年7月31日に、楢葉町仮設商業店舗「こころ商店街」を開店。また、平成26年度より、仮設施設の有効活用等を行う被災市町村に対する助成支援を開始。これまでに、民有地における本格復興対策の加速化のため、14箇所の仮設施設の解体・撤去や移設に要する費用を支援。	中小企業庁
				⑤ 津波復興拠点整備事業において、早期の商店街の再生に資するよう、起工承諾による工事着手、整備した宅地の賃貸について周知・活用。					・津波復興拠点整備事業において、起工承諾による早期工事着手、整備した宅地の賃貸による商店街の再生のための方策について通知(26年1月16日) ※起工承諾：実績有り 15地区 (平成26年11月末時点での地方公共団体アンケートによる地区数)	国土交通省
				⑥ 復興支援アドバイザーの活用により、商業施設開発・運営管理を含む各種の専門家を被災地に無料で派遣等し、自治体等に対するアドバイスを実施					中小規模の震災復興支援アドバイザー制度を活用し、復興庁と連携し、派遣要請のあった自治体の関係者に対し、まちなか再生計画や施設整備計画の策定等についてのアドバイスを行う。本年4月より被災3県の7自治体に対して37回のアドバイザー派遣を行い、まちなか再生計画の策定、商業施設の具体的な整備方向や施設運営等についてアドバイスを行った。	中小企業庁
				⑦ 商業集積等に携わる自治体職員ほかまちづくり担当者に対し研修を実施し、専門的知識やノウハウを提供。					まちなか再生計画に関連して、自治体職員ほかまちづくり担当者に対し、中小規模の震災復興支援アドバイザーを活用しつつ商業集積と商店街再生、産業用地確保と企業誘致を進めるまでのノウハウなどを提供する研修会を開催(岩手、宮城及び福島の各復興局において計6回)。市町村、まちづくり関係者ら延べ186名が参加。	復興庁(産業班)
民間住宅の自立再建支援	・再建具体化のための相談への対応強化 ・住宅着工までの期間の短縮 ・工事従事者・住宅資材確保のための支援					①「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」の策定			復興庁(住宅班) 法務省 国土交通省	
						②被災者からの住宅再建具体化に向けた相談への対応強化		住宅自立再建ワンストップ説明会の開催実績と予定 【実績】 平成26年5月11日 東松島市(対象:東松島市) 平成26年6月22日 気仙沼市(対象:気仙沼市、南三陸町) 平成26年11月30日 石巻市(対象:石巻市、東松島市、女川町)	復興庁(住宅班) 法務省 国土交通省	
						③造成工事完了から被災者による住宅着工までの期間の短縮	③民間住宅の早期自立再建支援の強化 第5弾の取組みのうち、住宅ローンの実行の早期化に関して金融機関等と市町村との間で調整が必要な事項等ととりまとめ、金融機関等に参考とするよう要請するとともに、市町村に周知。	登記嘱托の計画的処理(2県32市町村1団体との間で登記の嘱托予定時期、完了予定日等の情報を共有)	復興庁(用地班) 法務省	
						④再建工事中時における建設事業者の円滑な人材・資材確保への支援		岩手県地域型復興住宅推進協議会では、住宅再建者への工務店の紹介等を行う「マッチングサポート制度」を平成26年6月20日に創設、運用開始。同様のしくみを宮城県では平成26年12月から運用開始、福島県では平成27年1月中旬に運用開始予定。 また、岩手県では、宮古市及び釜石市において、住宅再建工事従事者向けの簡易宿泊施設の無償貸与を平成26年11月10日から開始。	復興庁(住宅班)	

住宅再建・復興まちづくりの加速化支援措置

一覧表

課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	主な具体的対応(第3弾)	主な具体的対応(第4弾)	主な具体的対応(第5弾)	新たな対応	これまでの加速化措置のフォローアップと効果の検証	担当省庁
加速化措置の支援	加速化状況及び加速化措置の「見える化」			①見える化のワンストップ(復興庁ホームページ) ・「つちおと情報館」の運用開始 ・「まるふくマーク」の共通利用				・「つちおと情報館」の運用により、現地の住宅・公共インフラの復旧・復興状況を、被災者のニーズに合わせて分かり易くまとめ、情報共有を進め、見通しを明らかにしています。これにより、復興の加速状況を伝え、復興への希望を示して加速化を支援しています。 ・掲載地区は平成26年12月1日現在472地区。運用開始時点(平成25年9月27日)から341地区増加。 ・「まるふくマーク」の賛同機関は平成26年12月1日現在71機関。共通利用開始時点(平成25年9月27日)から24機関増加。	復興庁(インフラ班)
				②「加速化措置一覧表」の公表(復興庁ホームページ) 第1～3弾の加速化措置及び関係通知等を一覧表に取りまとめ公表				・加速化措置第1弾～第5弾までの加速化措置及び関係通知を復興庁HPに掲載。(26年9月19日更新)	復興庁(インフラ班)
	復旧・復興事業の施工確保対策の周知			③施工確保対策の周知(これまでに講じてきた施工確保対策を体系的に整理)				・平成25年9月19日付けで岩手県、宮城県、福島県、仙台市及び建設業団体に通知済。(市町村に対しては各県から通知するよう同通知で依頼済。)	国土交通省